

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

～8月は現況届の提出月です～



児童扶養手当とは

父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進することを目的として、手当を支給する制度です。

■支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児については20歳未満)を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
 - ②父(母)が死亡した児童
 - ③父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある児童
 - ④父(母)の生死が明らかでない児童
 - ⑤父(母)から1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ※所得や公的年金の受給状況などによる支給制限があります。

■手当の月額(平成31年4月～)

- ◎児童1人のとき
全部支給:42,910円
一部支給:42,900円から10,120円
- ◎児童2人の加算額
全部支給:10,140円
一部支給:10,130円から5,070円
- ◎児童3人以上の加算額
全部支給:6,080円
一部支給:6,070円から3,040円

■手当の支払

手当の支払月は4月、8月、12月の年3回、それぞれの前月分までが支払われます。
※令和元年11月からは年3回の支払いが年6回に変更になります。

◎現況届について

手当を受けている方は、毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出していただく必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

特別児童扶養手当とは

精神または身体が、政令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。
※児童が公的年金を受けることができるとき、児童福祉施設に入所しているときなどは手当を受給できません。

■手当の月額(平成31年4月～)

- ◎重度障害児(1級) 52,200円
- ◎中度障害児(2級) 34,770円

■手当の支払

手当の支払月は4月、8月、12月の年3回、それぞれの前月分までが支払われます。
※福岡県は、所得状況届の届出があった者について、12月に支払うべき手当を11月に支払っています。

◎所得状況届について

手当を受けている方は、8月9日から9月11日までの間に「所得状況届」を提出していただく必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

(株)豊前清掃社よりお盆期間中のし尿等汲み取り業務日程について

8月11日(日)～15日(木) 盆休み

※連休前は大変混雑いたしますので、できるだけ早めの申込みをお願いします。盆前の受付は7日(水)までとさせていただきます。また、休み中は留守番電話にて対応します。緊急時にご連絡ください。

●申し込み・問い合わせ先
(株)豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

ごみ袋に地区名と氏名を記入して出してください

最近、正しく分別されておらず、地区名と氏名の記入されていないごみがたくさんあると、ごみかごの管理者から苦情相談が多く寄せられています。ごみを出す際は、「資源とごみの分別ガイドブック」をよく確認して正しく分別し、地区名と氏名を記入して出してください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

上毛町戦没者追悼式

先の大戦における本町出身の戦没者を追悼し、ご遺族の心情を慰めるとともに世界の恒久平和を祈念するため、令和元年度上毛町戦没者追悼式を実施します。

- 日 時 8月15日(木)10:00から
- 場 所 げんきの杜 多目的ホール
- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)

特定外来生物ツマアカスズメバチにご注意を!

ツマアカスズメバチは、体長約2cm、全体的に黒っぽく、腹部がオレンジ色、脚先が黄色で、在来のスズメバチよりも大きな巣を、樹木や屋根など高い位置に作ります。



人への影響については、在来スズメバチ以上の影響はないとされていますが、ミツバチの巣外で待ち構えて働きバチを捕食するというような行動が観察されており、養蜂を営まれている方は特に注意が必要です。町ではスズメバチの巣を駆除する方に対し、補助金を交付しています。スズメバチによる被害でお困りの方はぜひご利用ください(詳しくは広報5月号をご覧ください)。

セアカゴケグモにご注意を

セアカゴケグモは、熱帯から亜熱帯地方などに分布する毒グモで、捕まえたり、巣に触れたりすると咬まれることがありますので、絶対に素手で触らないでください。野外で作業する場合は長袖、長ズボン、手袋などを着用してください。

- 特 徴
オス/体長0.4～0.5cm、腹部の背面が灰白色
メス/体長0.7～1cm、全体が光沢のある黒色、腹部の背面に目立った赤色の縦条がある。
- 生息場所
日当たりの良い暖かい場所で、側溝の裏、人工物の隙間などに営巣します。
- 駆除方法
市販の殺虫剤で駆除できます(雑誌などで叩き潰してもよい)。
- 咬まれたときの対処法
温水や石けん水で傷口を洗い、速やかに医療機関で受診してください。
咬まれたときは針で刺されたような痛みを感じ、やがて周りが腫れて赤くなります。
悪化すると痛み、発汗、発熱、発疹など現れることがあります。
詳しくは、福岡県庁ホームページにも掲載しています。「福岡県 セアカゴケグモ」で検索ください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では毎年8月を中心に、農地の利用状況の確認や、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止と早期発見を目的に、農地パトロールを実施しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地区を見回り、皆さんの農地へ立ち入ることや、お話を伺うこともありますが、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先
農業委員会事務局 TEL 72-3151(内線184)

地籍調査(大字尻高の一部)の実施について

平成21年度から新吉富地区の平野部を対象に行っている地籍調査の再調査事業において、今年度は、大字尻高の一部(0.23km²)の現地調査を実施します。

8月24日(土)、25日(日)に地権者説明会を開催した後、9月より関係官庁及び役場が道路と水路を、10月から11月の間で個人境界間の調査を行います。

なお、この調査を実施するにあたり、町職員や測量業者が土地に立ち入ることがありますが、その際には、身分証明書を保有し、国土調査の腕章を着用します。また、現地調査にあたり、雑木の刈払いや枝打ちを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象土地の所有者の方々におかれましては、境界立会や隣地との境界の確定など面倒な事も多くありますが、今回の地籍調査は、今後のまちづくりの基盤となるものであり、また、皆さんの大切な財産を後世に残していくために有効な事業ですのでご協力をお願いします。

日程の詳細は、対象土地の所有者や相続人の方々へ順次ご案内させていただきます。

●問い合わせ先
産業振興課 農地係 TEL 72-3151(内線184・186)

廃棄物の処分に違法な不用品回収業者を利用しないでください!

家庭でのごみを、市町村の委託や許可を受けずに回収することは、違法行為です。無許可の回収業者を利用することは、不法投棄や不適正処理、不適正管理による環境汚染や火災事故などにつながります。

また、無許可の回収業者から高額な処理料金を請求された事例なども発生しています。

さらに、無許可の回収業者が不法投棄を行った場合、回収業者はもちろんのこと、回収を依頼した方にも罰則(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、または併科)が及ぶことがあります。

廃家電や粗大ごみなど、家庭でのごみの処分については、役場住民課へご相談ください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)